

東証指数算出に係る方針書

2020年6月1日

株式会社東京証券取引所

(目的)

第1条 東証指数算出に係る方針書（以下「本書」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）が算出する指数（以下「東証指数」という。）について、指数算出上の総括的な方針を定めることを目的とする。

(算出要領の公表)

第2条 全ての算出要領は、株式会社日本取引所グループのHP上にて公表する。

(ガバナンス)

第3条 東証が算出・公表する指数については、東証の日次の指数運営に関する会議（以下「指数運営会議」という。）において、指数算出業務に関するモニタリングが実施されている。また、指数の算出に当たり、判断を要するものについては指数運営会議にて協議することにより、判断の一貫性が保たれている。

指数運営会議は、指数業務に精通し、十分な専門知識を有する者により構成される。

(極端な市場環境下における指数値の計算)

第4条 東証は、電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由により東証が開設する株式市場が終了時間前に閉鎖せざるを得なくなった場合、東証から発表された最終の株価情報を以下の順序に従って採用し指数値を計算する。

(1) 特別気配又は連続約定気配

(2) 約定値段

(3) 約定値段又は特別気配がない場合は指数用基準値段（①新株落理論値段、②前日以前で直近の特別気配値段又は連続約定気配値段、③前日以前で直近の約定値段の順序で採用）

2 天災地変その他これに準ずる事由により、東証が開設する株式市場が算出要領に規定する銘柄選定や基準時価総額の修正をはじめとする東証指数に係る変更を行うのに適切な状態ではないと指数運営会議が認めた場合（市場全体の急激なボラティリティの上昇又は流動性の枯渇等）、東証は株式会社日本取引所グループのHP上にて事前に周知したうえで、当該変更について算出要領とは異なる取扱い（定期入替の延期又は中止等）をすることができるものとする。

(東証指数の訂正)

第5条 東証指数を訂正する場合の取扱いについては、「東証指数データ訂正ポリシー」に定めるところによるものとする。なお、本訂正については、「リスク管理方針」及び「リスク管理規則」に定める基準に従って、社内のリスク管理委員会に報告を行う。

(算出要領の見直し)

第6条 東証は、株式市場における構造的な変更の有無について少なくとも1年に1回は検証を実施し、指数の算出要領の見直しの要否について検討を実施する。

(算出要領の軽微な変更)

第7条 算出要領について軽微な変更を実施する場合には、社内りん議による決裁を必要とする。りん議決裁に当たり、東証は変更に至った背景と変更内容の妥当性を検討し、変更内容の適切性について確認する。

(算出要領の重要な変更)

第8条 算出要領について重要な変更を実施する場合には、社内りん議による決裁を必要とする。この場合、東証は第9条に定める指数コンサルテーションを実施し広く意見を募ったうえで変更による影響について検討を行う。また、必要に応じて指数の利用についてライセンスを付与した者に対して想定される影響について意見の聴取等により確認したうえで、算出要領の変更を行うべきか検討する。

なお、重要な変更とは、算出要領の変更に伴い指数の構成銘柄やその組入れ比率が変動し、構成銘柄の定期見直し以外のタイミングでパッシブ運用者がリバランスを要する変更、指数の構成銘柄の選定方法の変更、コーポレートアクションの取扱いの変更及び指数値の計算方法の変更をいう。

(指数コンサルテーションの実施)

第9条 東証指数の運営等に関する施策の決定に際し、多様な意見を聴取する機会を確保し、プロセスの公平性、透明性の向上を図ることを目的として、指数コンサルテーションを実施する。指数コンサルテーションの手続きについては、「指数コンサルテーション実施要領」により定めるところによるものとする。

2 東証は、次の各号に掲げる事項について決定を行おうとする場合には、指数コンサルテーションにより広く意見を募集するものとする。ただし、当該決定の内容が軽微であると指数運営会議が認める場合は、この限りでない。

(1) 算出要領の重要な変更

(2) 算出要領に記載されていない新規コーポレートアクションの取扱い

(3) その他広く意見を募るべきと指数運営会議で決定した事項

3 前項1号から3号に掲げる事項を決定する場合、社内りん議による決裁を必要とする。

(指数アドバイザー・パネル)

第10条 東証は、指数利用者との意見交換の機会を通じ、東証指数の継続的な改善を図ることを目的として、指数アドバイザー・パネルを設置する。指数アドバイザー・パネルの運営については、「指数アドバイザー・パネル運営要領」により定めるところによるものとする。

(利益相反管理)

第11条 東証では、東証市場における株価を用いて、指数算出システム及び相場報道システムにおいて自動的に算出・公表を行っている。各指数の算出においては、公開されている情報・データを定量化して銘柄選定を行うなど透明性・客観性の高い算出ルールを定め、これを「算出要領」として文書化し、公表することで、指数算出に当たっての恣意性・利益相反性を排除している。

また、東証では利益相反管理の枠組みとして、以下の社内制度を構築している。

(行動規範)

東証では、指数運営に関する健全性の担保の一環として、「日本取引所グループ社員の行動規範」を定め、社員に遵守を求めている。

(情報遮断)

東証では、「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ対策基準」において、許可された者以外に情報を提供しないことを定めることで、指数業務に関連する部署とそれ以外の部署との間の情報を遮断している。

(報酬体系)

東証では、「給与規則」及び「報酬委員会規則」において、従業員の報酬体系及び業績評価制度を定めている。指数関連業務担当部署の報酬は、指数の設計・算出・公表等の業務に直接関連しないものとなっている。

(社内研修)

東証では、指数算出業務に従事する職員に対し、指数に関する十分な知識を保持することを求めている。指数の設計や算出業務に影響する法改正等については、職員に対す

る研修を実施することで、継続的に指数設計に反映している。

(内部通報制度)

東証では、内部通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを設置している。内部通報があった場合には、ホットライン事務局において調査が行われたうえで、責任者である株式会社日本取引所グループ代表執行役グループ CEO への報告がされる。

(本書の変更等)

第12条 本書は社内規定に基づく決裁を経たうえで、予告なしに変更されることがある。

変更履歴

公表日	変更内容
2017/3/31	・ 初版
2019/5/31	・ 「東証指数データ訂正ポリシー」の策定に当たり、第5条を修正。
2020/4/1	・ 指数コンサルティングの設置に伴い、第8条を修正、第9条を新設。 ・ 指数アドバイザリー・パネルの設置に伴い、第10条を新設。
2020/6/1	・ 極端な市場環境下における東証指数に係る変更について、第4条を修正。

以上